

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2026 年 3 月 6 日
J X 金属株式会社

2026年3月6日

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
J X金属株式会社
代表取締役社長 林 陽一

J X金属株式会社(以下「J X金属」といいます。)と東邦チタニウム株式会社(以下「東邦チタニウム」といい、 J X金属と東邦チタニウムを総称して、以下「両社」といいます。)は、2026年6月1日を効力発生日として、 J X金属を株式交換完全親会社、東邦チタニウムを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することを決定し、2026年2月25日付で、経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)及び株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

4. 東邦チタニウムに関する事項(会社法施行規則第193条第3号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙4のとおりです。

5. J X金属に関する事項（会社法施行規則第193条第4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、別紙5のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

J X金属株式会社（以下「**甲**」という。）及び東邦チタニウム株式会社（以下「**乙**」という。）は、2026年2月25日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「**本株式交換契約**」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本株式交換契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： J X金属株式会社

住所： 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： 東邦チタニウム株式会社

住所： 神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（ただし、第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対して、その保有する乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の数の合計数に0.70を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の株式1株につき、甲の普通株式0.70株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算

規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第 5 条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026 年 6 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（本株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本株式交換契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本株式交換契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本株式交換契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第 7 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する。

第 8 条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本株式交換契約の締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行う。

第 9 条（本株式交換契約の変更及び解除）

本株式交換契約の締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換契約を変更し又は解除することができる。

第 10 条（本株式交換契約の効力）

本株式交換契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本株式交換契約につき甲の株主総会において承認が得られない場合（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本株式交換契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、(ii) 本株式

交換契約につき乙の株主総会において承認が得られない場合、及び(iii) 前条に基づき本株式交換契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 11 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本株式交換契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本株式交換契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議）

本株式交換契約に記載のない事項、又は本株式交換契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下、本頁余白)

以上の合意を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 2 月 25 日

甲： 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号
J X 金属株式会社
代表取締役社長 林 陽一



以上の合意を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 2 月 25 日

乙： 神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号
JR 横浜タワー22 階
東邦チタニウム株式会社
代表取締役社長 山尾 康一



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事項

1) 本株式交換に係る割当ての内容

	J X金属 (株式交換完全親会社)	東邦チタニウム (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.70
本株式交換により交付する株式数	J X金属株式：24,728,687株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

東邦チタニウムの普通株式（以下「東邦チタニウム株式」といいます。）1株に対して、J X金属の普通株式（以下「J X金属株式」といいます。）0.70株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、J X金属が保有する東邦チタニウム株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するJ X金属株式の数

J X金属は、本株式交換に際して、本株式交換によりJ X金属が東邦チタニウムの発行済株式（ただし、J X金属が保有する東邦チタニウム株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における東邦チタニウムの株主の皆様（ただし、J X金属を除きます。）に対して、その所有する東邦チタニウム株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のJ X金属株式を割当交付する予定です。

また、J X金属が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、東邦チタニウムは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する東邦チタニウムの取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって東邦チタニウムが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、J X金属の単元未満株式（1単元（100株）未満の株式）を保有することとなる東邦チタニウムの株主の皆様については、J X金属株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商

品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項、並びにJX金属の定款及び株式取扱規則の規定に基づき、JX金属の単元未満株式を保有する株主の皆様が、JX金属に対し、自己の保有する単元未満株式と併せて1単元（100株）となる数のJX金属株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、JX金属の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買取ることをJX金属に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のJX金属株式の割当てを受けることとなる東邦チタニウムの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するJX金属株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

JX金属及び東邦チタニウムは、本株式交換に用いられる上記「1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立した法務アドバイザーから法的助言を受けることとし、JX金属は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、東邦チタニウムはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、東邦チタニウムの筆頭株主であるJX金属との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記「3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 東邦チタニウムにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）は独自の第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）をそれぞれ選定し、また、JX金属は、両社から独立した西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、東邦チタニウムは、両社から独立した長島・大野・常松法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定いたしました。

JX金属においては、下記「3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さない

ように留意した事項」に記載のとおり、J X金属の第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひからの助言、J X金属が東邦チタニウムに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、J X金属の株主の皆様様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、東邦チタニウムにおいては、下記「3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、東邦チタニウムの第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、東邦チタニウムがJ X金属に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、本特別委員会からの指示、助言及び2026年2月24日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③ 東邦チタニウムにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本特別委員会の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから受領した株式交換比率算定書及び本株式交換比率が東邦チタニウムの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、東邦チタニウムの少数株主の皆様様の利益に資するとの判断に至りました。なお、東邦チタニウムは、2025年11月7日付「2026年3月期第2四半期（中間期）連結業績予想と実績との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおおり、2026年3月期の通期連結業績予想の下方修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を行っております。しかし、本特別委員会は、本業績予想修正は、金属チタン事業の航空機向けスポンジチタンについてサプライチェーン上の在庫調整が長引いていたこと及び化学品事業の積層セラミックコンデンサ（MLCC）向け超微粉ニッケルの需要回復が当初想定より緩やかであったことが要因であり、これらの要因は本株式交換の検討とは無関係な市場の動向によって生じたものであること、また、本業績予想修正の検討過程及び開示時期についてJ X金属の関与又は影響力の行使は認められないこと等を勘案し、本業績予想修正は、本株式交換の検討とは無関係に、東京証券取引所の適時開示基準に従って適切に公表したものであり、本株式交換に関連して又は本株式交換を意図して行われたものとは認められないと判断しております。以上のような協議・結果を踏まえ、東邦チタニウムにおいて、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、J X金属及び東邦チタニウムは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対

して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねて参りました。その結果、J X金属及び東邦チタニウムは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

J X金属の第三者算定機関である大和証券は、J X金属及び東邦チタニウムの関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、大和証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、J X金属は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にJ X金属に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

東邦チタニウムの第三者算定機関であるみずほ証券は、J X金属及び東邦チタニウム並びに本株式交換からは独立した算定機関であり、J X金属及び東邦チタニウムの関連当事者には該当しません。なお、みずほ証券は、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）と同じ株式会社みずほフィナンシャルグループの一員であり、みずほ銀行は、J X金属及び東邦チタニウムに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を行っておりますが、本株式交換に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、みずほ証券は、金融商品取引法第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、株式交換比率の算定を行っているとのことです。東邦チタニウムは、株式交換比率の算定にあたり、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたしました。なお、みずほ証券の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬であり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

本特別委員会の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、J

X金属及び東邦チタニウム並びに本株式交換からは独立した算定機関であり、J X金属及び東邦チタニウムの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。本特別委員会は、2025年12月4日に、プルータス・コンサルティングについて、その独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、独自の第三者算定機関として選任しているとのことです。なお、本株式交換に関するプルータス・コンサルティングの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬であり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

(i) 大和証券による算定

大和証券は、J X金属については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2026年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

東邦チタニウムについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。また、東邦チタニウムの金属チタン事業、触媒事業、化学品事業及び新素材事業が提供している製品・サービスの特徴は相互に異なることから、各事業の特徴を適切に算定に反映させるため、東邦チタニウムの各事業を分類して算定を行うサム・オブ・ザ・パーツを実施いたしました。市場株価法においては、2026年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、東邦チタニウムより受領し、J X金属による確認の上、大和証券に提供された2026年3月期から2031年3月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定しております。

なお、J X金属株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の東邦チタニウムの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
J X金属	東邦チタニウム	
市場株価法	市場株価法	0.51~0.77
	D C F 法	0.35~1.14

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、東邦チタニウム及びJ X金属から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、東邦チタニウムの資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2026年2月24日時点までの情報及び経済条件を反映したものであり、東邦チタニウムの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券がD C F法による算定の前提とした東邦チタニウムの財務予測において、大幅な増益、フリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでおります。具体的には、2026年3月期において、金属チタン事業における航空機向けスポンジチタン販売の減少、金属チタン事業及び化学品事業において予定している能力増強投資により、営業利益について対前年度比較で大幅な減少を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で大幅な減少を見込んでおります。2027年3月期において、化学品事業の需要回復によるニッケル粉の販売量増加、生産ラインの稼働率向上及び前年度比設備投資額の減少により、営業利益について対前年度比較で大幅な増加を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で大幅な増加を見込んでおります。2028年3月期において、在庫水準の適正化等により、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で大幅な増加を見込んでおります。2029年3月期において、化学品事業及び触媒事業における生産能力増強投資による効果、新素材事業におけるチタン多孔質体の拡販、前年度比設備投資額の減少により、営業利益について対前年度比較で大幅な増加を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で大幅な増加を見込んでおります。2031年3月期において、設備投資額の減少等により、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で大幅な増加となることを見込んでおります。

(ii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、J X金属については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行い

ました。市場株価法においては、2026年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

東邦チタニウムについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、同社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2026年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。また、DCF法においては、東邦チタニウムが作成した2026年3月期から2031年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における財務予測、2026年3月期第3四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、東邦チタニウムが2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで企業価値及び株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、7.2%～11.2%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を1.0%～3.0%とした上で、継続価値を78,684百万円～191,304百万円と算定しております。

各評価手法によるJX金属株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
JX金属	東邦チタニウム	
市場株価法	市場株価法	0.51～0.77
	DCF法	0.16～1.08

本事業計画の前提とする事業環境としては、足元で需要が低迷している航空機向けスポンジチタンについて、2028年3月期には需要が回復すること等を想定しています。なお、本事業計画の期間については、計画期間の最終事業年度において工場又は主要製品の製造ラインの稼働率が概ね100%になる見込みであること等を考慮し、5ヶ年の計画期間を採用しております。

また、本事業計画について、本特別委員会は、本事業計画の内容、重要な前提条件、作成経緯及び作成プロセス等について東邦チタニウムに対し質疑応答を行い、その合理性を確認した上で、承認をしています。

みずほ証券がDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は下表のとおりです。当該財務予測には、対前年度比較で利益とフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体

的には、以下のとおりです。

- (ア) 2026年3月期において、チタン事業では米国の大手航空機メーカーであるボーイング社における諸トラブルに起因したサプライチェーン上の在庫調整継続の影響により、航空機向けスポンジチタン販売が前年対比減少すること、チタン事業及び化学品事業において能力増強投資を予定していることを主因として、営業利益について対前年度比較で1,974百万円の減少を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で9,646百万円の減少を見込んでおります。
- (イ) 2027年3月期において、化学品事業の需要自体が回復基調にあることから、ニッケル粉の販売量が増加し生産ラインの稼働率向上が見込まれること、前年度比設備投資額が減少することを主因として、営業利益について対前年度比較で1,357百万円の増加を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で2,526百万円の増加を見込んでおります。
- (ウ) 2028年3月期において、在庫水準の適正化を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で5,685百万円の増加を見込んでおります。
- (エ) 2029年3月期において、触媒事業及び化学品事業における生産能力増強投資効果、新素材事業におけるチタン多孔質体の拡販、前年度比設備投資額が減少することを主因として、営業利益について対前年度比較で4,070百万円の増加を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で3,394百万円の増加を見込んでおります。
- (オ) 2030年3月期において、増収に伴う運転資本の増加を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で2,388百万円の減少を見込んでおります。
- (カ) 2031年3月期において、設備投資額の減少を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で5,635百万円の増加となることを見込んでおります。

また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、東邦チタニウムが上場廃止になることによる上場維持費用の削減を除き、現時点において収益に影響を与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画における財務予測には加味されておらず、これを算定の基礎としたみずほ証券による算定にも織り込まれておりません（注1）。

なお、東邦チタニウムが2023年5月8日付で公表した「2030年ありたい姿及び2023-2025年度中期経営計画」において、2031年3月期の業績目標値として、連結売上高1,700億円を掲げておりましたが、当該数値は、その後発生したボーイング社の品質トラブルやストライキによる航空機の生産減少及び中国

経済の長期的な低迷を考慮していない、あくまで公表時点での事業環境を前提とした目標値であり、本事業計画に基づく財務予測における数値とは異なるものとなります。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	19,994	86,907	95,103	102,299	112,620	124,927
営業利益	979	5,264	6,839	10,909	13,658	15,735
E B I T D A	2,686	14,011	16,683	20,787	24,494	26,696
フリー・ キャッシュ・ フロー	△3,065	△1,303	4,382	7,776	5,388	11,022

(注1) みずほ証券は、株式交換比率の算定にあたり、以下の資料・情報の分析・検討を実施いたしました。なお、以下の資料等には、両社の子会社・関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大令第59号）第8条の定義によります。以下、総称して「関係会社」といいます。）に係るものも含まれます。

- (1) 両社の有価証券報告書、四半期報告書その他により公表された財務情報
 - (2) 両社が準備・作成し、みずほ証券に対して開示された事業・財務状況に係る諸資料
 - (3) 東邦チタニウムが準備・作成し、みずほ証券に対して開示された中期経営計画その他の財務見通しに係る諸資料（東邦チタニウムの本事業計画を含みます。）
 - (4) 両社の事業・財務状況に関する実績・見通しに係る、両社へのインタビュー結果及び関係各部署から受領したQ&Aリストの回答
 - (5) 東邦チタニウムが外部専門家へ依頼し、外部専門家により作成されたJ X金属に関する法務、財務及び税務に関する事項の調査報告書
 - (6) 両社の普通株式の株価及び株式売買状況
 - (7) その他みずほ証券が、両社から受領し又はみずほ証券による一般的な調査を通じて入手した、みずほ証券が必要かつ適切であると考え各種資料
- また、みずほ証券は、株式交換比率の算定に際し、以下の事項を前提としています。
- (1) 上記のみずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券並びに外部専門家が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定における分析の実質的な根拠となった情報（以下、

「本件情報」といいます。)の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。みずほ証券は、本件情報の正確性及び完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。したがって、本件情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は算定基準日時点で開示されていない事実や状況若しくは算定基準日時点以降に発生した事実や状況(算定基準日時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。)があった場合には、算定結果が異なる可能性があります。なお、みずほ証券は東邦チタニウムの経営陣が、両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が東邦チタニウムと協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。

- (2) みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報(将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに東邦チタニウムの本事業計画を含みます。)については、東邦チタニウム及び東邦チタニウムの関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、東邦チタニウムの経営陣によって合理的に準備、作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び本事業計画に依拠し、みずほ証券から東邦チタニウムへ提出した株式交換比率算定書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。なお、本株式交換による両社のシナジー効果について、みずほ証券は、東邦チタニウムが上場廃止になることによる上場維持費用の削減を除き、算定基準日時点において株式交換比率の算定に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項を認識しておらず、また、株式交換比率の算定では、東邦チタニウムが上場廃止になることによる上場維持費用の削減以外のシナジー効果を織り込んでおりません。
- (3) 株式交換比率の算定にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが両社の企業価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、東邦チタニウムの同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、評価結果が異なる可能性があります。

- (4) 本株式交換は、日本の法人税法上、両社につき課税されない取引であること、及び本株式交換に関するその他の課税関係が株式交換比率に影響を及ぼさないことを前提としています。また、みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本株式交換が適時に完了すること、並びに両社又は本株式交換で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本株式交換の完了に必要な全ての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問いません。）を得ることができること、また、かかる同意及び承認の内容が株式交換比率に影響を及ぼさないこと、両社に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、両社から開示を受けたものを除き、それが両社の今後の業績に与える影響が存在しないか又は今後も発生しないことを前提としています。みずほ証券は、法律、規制又は会計・税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、東邦チタニウムの外部専門家が行った評価に依拠しております。
- (5) みずほ証券は両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自の評価・査定を行っておらず、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本又は支払能力についての評価を行っておりません。
- (6) 両社並びにその関係会社のいずれも、株式交換比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本株式交換の実行により、将来、両社又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。
- (7) みずほ証券は、本件情報において開示を受けたものを除き、両社及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないこと、並びに両社の事業に関する現在の保険加入額が事業運営上十分であることを前提としています。

(iii) プルータス・コンサルティングによる算定

プルータス・コンサルティングは、両社の株式価値の算定手法として、両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。また、東邦チタニウムについては、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を株式価値算定に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

上記の各方式において算定された、J X金属株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の東邦チタニウムの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
J X金属	東邦チタニウム	
市場株価法	市場株価法	0.51~0.77
	類似会社比較法	0.49~1.02
	DCF法	0.23~1.55

市場株価法においては、2026年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、東邦チタニウムと比較的類似する事業を営む類似上場企業として株式会社大阪チタニウムテクノロジーズを選定した上で、事業価値に対するEBITDAマルチプルを用いて、株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を1,815円から2,071円と算定しております。

DCF法では、東邦チタニウムが作成した本事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。継続価値については永久成長率法とマルチプル法に基づき94,622百万円から256,567百万円と算定しております。具体的には割引率は6.9%~9.6%を使用しており、永久成長率法では理論上想定される長期的な経済環境等を踏まえ成長率を0%として算出しております。マルチプル法において、EBITDAの倍率については、事業価値に対するEBITDAの倍率は業界各社の水準等を踏まえ8.8倍~13.6倍として、算定しております。

プルータス・コンサルティングがDCF法に用いた東邦チタニウムの本事業計画に基づく財務予測においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

- (ア) 2026年3月期において、チタン事業では米国の大手航空機メーカーであるボーイング社における諸トラブルに起因したサプライチェーン上の在庫調整継続の影響により、航空機向けスポンジチタン販売が前年

対比減少すること、チタン事業及び化学品事業において能力増強投資を予定していることを主因として、営業利益について対前年度比較で1,973百万円の減少を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で9,088百万円の減少を見込んでおります。

- (イ) 2027年3月期において、化学品事業の需要自体が回復基調にあることから、ニッケル粉の販売量が増加し生産ラインの稼働率向上が見込まれること、前年度比設備投資額が減少することを主因として、営業利益について対前年度比較で1,356百万円の増加を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で2,883百万円の増加を見込んでおります。
- (ウ) 2028年3月期において、在庫水準の適正化を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で4,572百万円の増加を見込んでおります。
- (エ) 2029年3月期において、触媒事業及び化学品事業における生産能力増強投資効果、新素材事業におけるチタン多孔質体の拡販、前年度比設備投資額が減少することを主因として、営業利益について対前年度比較で4,070百万円の増加を、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で3,099百万円の増加を見込んでおります。
- (オ) 2031年3月期において、設備投資額の減少を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で5,578百万円の増加となることを見込んでおります。

また、本株式交換実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。

なお、DCF法で算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測の数値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2026年3 月期 (3ヶ月)	2027年3 月期	2028年3 月期	2029年3 月期	2030年3 月期	2031年3 月期
売上高	19,994	86,907	95,103	102,299	112,620	124,927
営業利益	979	5,264	6,839	10,909	13,658	15,735
E B I T D A	2,707	13,997	16,660	20,751	24,458	26,660
フ リ ー ・	△2,812	△927	3,645	6,744	5,390	10,968

キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロー						
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

プルータス・コンサルティングは算定の基礎とした本事業計画について、東邦チタニウムとの間で質疑応答を行いその内容を確認しております。また、下記「3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③東邦チタニウムにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を検証し、不合理でないことを確認しております。

また、本特別委員会は、2026年2月24日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画及び両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、東邦チタニウムの一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが東邦チタニウムから東邦チタニウムの事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内の両社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、東邦チタニウムから提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及びそれらの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれに類似する事項に関する適用法令の下で

の両社及びそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

ブルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた東邦チタニウムの事業計画その他の資料は、東邦チタニウムの経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はこれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

ブルータス・コンサルティングは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、東邦チタニウムの株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、ブルータス・コンサルティングは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

ブルータス・コンサルティングは、本株式交換の実行に関する東邦チタニウムの意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを東邦チタニウムから依頼されておらず、また検討しておりません。ブルータス・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が東邦チタニウムの一般株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータス・コンサルティングに供され又はブルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの

意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が東邦チタニウムの一般株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、東邦チタニウムの発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、東邦チタニウムの株主の皆様に対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する東邦チタニウムの取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

2. 交換対価として J X 金属の株式を選択した理由

J X 金属及び東邦チタニウムは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である J X 金属株式を選択しました。J X 金属株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、東邦チタニウムの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026 年 6 月 1 日を予定）をもって、東邦チタニウムは J X 金属の完全子会社となり、東邦チタニウム株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026 年 5 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は 2026 年 5 月 27 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、東邦チタニウム株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により東邦チタニウム株主の皆様には割り当てられる J X 金属株式は東京証券取引所に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、J X 金属の単元株式数である 100 株に満たない J X 金属株式を保有することとなる東邦チタニウムの株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、J X 金属の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取請求制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事項」の「1) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注 3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事

項」の「1）本株式交換に係る割当ての内容」の「（注4）1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、東邦チタニウム株主の皆様は、最終売買日である2026年5月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する東邦チタニウム株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式交換は、JX金属が既に東邦チタニウム株式35,859,400株（2025年12月31日時点の発行済株式総数71,270,910株から同日時点の自己株式数84,813株を減じた株式数に占める所有割合にして50.37%）を保有しており、東邦チタニウムはJX金属の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得及び東邦チタニウムにおけるフェアネス・オピニオンの取得

JX金属は、両社から独立した大和証券を、東邦チタニウムは両社から独立したみずほ証券を、それぞれ第三者算定機関として選定し、2026年2月24日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性に関する事項」「2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「（2）算定に関する事項」をご参照ください。なお、JX金属及び東邦チタニウムは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、本特別委員会は両社から独立したプルータス・コンサルティングを第三者算定機関として選定し、2026年2月24日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、本特別委員会はフェアネス・オピニオンを取得していません。算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要は、上記「1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性に関する事項」「2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「（2）算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

JX金属は西村あさひを、東邦チタニウムは長島・大野・常松法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれもJX金属及び東邦チタニウムの関連当事者には該当せず、独立しており、本株式交換に関して重要な利害関係

を有しません。また、本特別委員会は、2025年11月11日開催の第1回特別委員会において、長島・大野・常松法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、東邦チタニウムの法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

③ 東邦チタニウムにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

東邦チタニウムは、2025年10月9日、JX金属から本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向を受け、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが東邦チタニウムの一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年10月31日付の取締役会決議により、両社及び本株式交換の成否から独立した井窪保彦氏（東邦チタニウム社外取締役・独立役員、弁護士）、大藏公治氏（東邦チタニウム社外取締役・独立役員）、原田直巳氏（東邦チタニウム社外取締役・監査等委員・独立役員）、小林昭夫氏（東邦チタニウム社外取締役・監査等委員・独立役員、公認会計士）の4名によって構成される本特別委員会を設置しました。東邦チタニウムは、当初から上記4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、東邦チタニウムは、本特別委員会に対し、（a）本株式交換の目的が、東邦チタニウムの企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるか否か、（b）本株式交換に係る取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や対価の種類）の妥当性を含みます。）、（c）本株式交換に係る手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）、（d）本株式交換を行うことの決定が東邦チタニウムの一般株主にとって公正なものであるか（以下（a）から（d）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を東邦チタニウムの取締役会に提出することを委嘱しました。また、東邦チタニウムは、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、本株式交換に関する重要な決定を行うときには、本特別委員会が本諮問事項について行う答申を最大限尊重しなければならないが、本特別委員会が、本株式交換を行うことの決定が東邦チタニウムの一般株主にとって公正なものでないと判断した場合には、本株式交換の実施を決定しないものとする旨を決議しております。

併せて、東邦チタニウムは、本特別委員会に対して、（ア）本諮問事項についての判断及び検討を遂行するために必要な情報収集その他本特別委員会が必要と判断

する職務を行う権限、（イ）本特別委員会の役割を果たすために必要な範囲で、本特別委員会のための財務アドバイザー・第三者算定機関や法務アドバイザーを東邦チタニウムの費用負担により選任できる権限をそれぞれ付与しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年11月11日から2026年2月24日までに、合計15回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、東邦チタニウムが選任した財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びに法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2025年12月4日開催の第3回特別委員会において、プルータス・コンサルティングの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、本特別委員会独自の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任することを決定いたしました。

その上で、両社に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、両社それぞれから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、東邦チタニウムから、東邦チタニウムの事業概要、株式交換比率の算定の前提となる東邦チタニウムの事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、東邦チタニウムの法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本株式交換に係る東邦チタニウムの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。さらに、東邦チタニウムの財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びに本特別委員会独自の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、東邦チタニウムに意見する等して、JX金属との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年2月24日付で、東邦チタニウムの取締役会に対し、本株式交換の実施を決定することが東邦チタニウムの一般株主にとって公正である旨の答申書を、委員全員の一致で提出いたしました。本答申書の内容については、JX金属及び東邦チタニウムが2026年2月25日に公表した「JX金属株式会社による東邦

チタニウム株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約（簡易株式交換）及び経営統合契約締結のお知らせ」の別添資料である 2026 年 2 月 24 日付「答申書」をご参照ください。

④ 東邦チタニウムにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

東邦チタニウムは、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、みずほ証券から得た財務的見地からの助言、みずほ証券から受領した株式交換比率算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書及びその他の資料を踏まえ、J X 金属による本株式交換が東邦チタニウムの企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2026 年 2 月 25 日開催の東邦チタニウムの取締役会において、本株式交換契約及び本経営統合契約を締結することを決議しております。

上記の東邦チタニウムの取締役会においては、東邦チタニウムが J X 金属の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、東邦チタニウムの取締役 9 名のうち、J X 金属に在籍している飯田一彦氏を除く、8 名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。

また、東邦チタニウムの取締役のうち、飯田一彦氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、東邦チタニウムの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。なお、東邦チタニウムの取締役のうち、山尾康二氏は 2021 年頃まで、及び井ノ川朗氏は 2018 年頃まで J X 金属に在籍しておりましたが、いずれも東邦チタニウムへの転籍から相当の期間が経過しており、J X 金属の影響力は及んでいないものと判断したことから、両名は本株式交換に係る取締役会の審議及び決議に参加しております。

⑤ 東邦チタニウムにおける独立した検討体制の構築

東邦チタニウムは、J X 金属から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を東邦チタニウムの社内に構築いたしました。具体的には、東邦チタニウムは、2025 年 10 月 9 日に、J X 金属より本株式交換の提案を受領して以降、本株式交換に関する検討（東邦チタニウム株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに J X 金属との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025 年 11 月 11 日開催の第 1 回特別委員会において、長島・大野・常松法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、東邦チタニウムの取締役のうち J X 金属に在籍しており本株式

交換に関して利害関係を有すると考えられる飯田一彦氏については、本株式交換に関する検討、J X金属との協議及び交渉には一切参加しないこととする旨を確認いたしました。また、J X金属から東邦チタニウムへの出向者についても、いずれもJ X金属との交渉に関与しないこととする旨、及びJ X金属から東邦チタニウムへの出向者のうち本事業計画の策定に関与している者は、本株式交換に係る情報提供を受けておらず、本株式交換に関与していない旨を確認いたしました。

これらの取扱いを含めて、東邦チタニウムの検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、長島・大野・常松法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

東邦チタニウム及びJ X金属は、本経営統合契約において、(i)本経営統合と矛盾又は抵触し得る、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡、経営統合、資本提携、株式発行、自己株式処分その他これらに類する取引、又は(ii)本経営統合の障害となる取引（以下、総称して「競合取引等」といいます。）に関して、東邦チタニウムがJ X金属以外の第三者と接触することを禁止するような取引保護条項（以下「本取引保護条項」といいます。）を含む合意を行っているものの、第三者から競合取引等に係る法的拘束力のある真摯な提案（①株式交換比率又は公開買付価格、及び取引の主要条件が明示され、②競合取引等が成立した後の経営方針が具体的に示され、③競合取引等に係る取引に必要な許認可等について、合理的な根拠に基づき、その種類、地域及び所要期間に係る想定が具体的に特定して記載され、かつ、その全てについて合理的期間内に完了できる蓋然性が合理的に示され、④競合取引等が公開買付けによる場合、買付予定数の上限が設定されず、かつ、⑤競合取引等が公開買付けによる場合、当該公開買付けに必要な資金を確保することができる確実な見込みが資金証明書、融資証明書その他の合理的な証明書により示されているものに限り、）を受けた場合には、東邦チタニウムと当該第三者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）とが接触することも許容されており、一定の例外が設けられております。

本株式交換は、東邦チタニウムの支配株主であるJ X金属による完全子会社化取引であり、第三者から真摯な対抗提案がされることは考えにくいことに加え、第三者から真摯な対抗提案がされる可能性のある例外的場面は本取引保護条項の対象から除外されていること、及び、本株式交換契約を承認するための東邦チタニウムの臨時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約2ヶ月後である2026年4月24日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていることを踏まえると、本株式交換にあたって間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められ、本株式交換に係る手続に公正性が欠けるものではないと考えております。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加するJ X金属の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、J X金属が別途定める額とします。かかる取扱いは、J X金属の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙3 東邦チタニウムの最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境や企業業績の改善が続く中、個人消費や企業の設備投資が持ち直し景気は緩やかな回復基調が継続しました。世界経済は、米国では堅調な動きが続き、欧州、中国では持ち直しの兆しが見られましたが、米国新政権の政策による影響や中国経済の先行き懸念、地政学リスクの高まり、金融資本市場の変動等の影響など先行きが不透明な状況は依然として継続しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、金属チタン事業においては航空機向け需要の回復に加えウクライナ紛争に起因するサプライチェーンの変化もあり、製品販売は引き続き堅調に推移しました。また、中国における経済停滞等の影響がおおむね底を打ち、化学品事業においては通信、車載、産業機器等の需要は回復がみられましたが、触媒事業においては中国国内におけるポリオレフィンの生産能力が過剰な状況が続いております。一方、コスト面では、輸入原材料価格や電力価格はピークアウトしたものの依然として高い水準を維持しております。円の対米ドル相場は前年度に比べ更に円安が進行してはりましたが、期末は円高傾向に推移し149.5円となりました。

こうした中、当連結会計年度における経営成績は、売上高889億74百万円(前年同期比13.5%増)、営業利益58億80百万円(同4.5%増)、経常利益55億14百万円(同12.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益37億26百万円(同24.7%減)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

金属チタン事業

当連結会計年度における金属チタンの販売は、米国の大手航空機メーカーであるボーイング社における品質問題やストライキの影響を受けたものの、航空機向け輸出スポンジチタンの販売は堅調に推移しました。一方、一般産業用途向けの販売については、中国メーカーによる過剰生産の影響を受け、前年同期を下回る結果となりました。また、半導体用途向け高

純度チタンについては、需要が回復傾向にあり、前年同期を上回る水準で推移しました。

収益面については、為替円安及び販売価格是正を主因に、当期の金属チタン事業は、売上高655億68百万円(前年同期比10.5%増)、営業利益69億26百万円(同53.6%増)となりました。

触媒事業

当連結会計年度における触媒の販売は、中国国内でのポリオレフィンの生産能力が過剰となりポリプロピレンの輸出量が大幅に増加した影響で、中国周辺諸国の当社顧客において生産量の回復が遅れているものの、その他の地域では触媒使用量に回復の兆しが見られたため、前期を上回る水準となりました。こうした中、当期の触媒事業は、売上高106億80百万円(前年同期比45.8%増)、損益面においては在庫調整により前年同期に比べ低稼働率となった影響はあるものの営業利益23億71百万円(同21.4%増)となりました。

化学品事業

当連結会計年度における主要製品の超微粉ニッケルの販売は、主な用途である積層セラミックコンデンサ (MLCC) の中国における経済停滞等の影響がおおむね底を打ち、まだ流通在庫調整はあるものの需要自体は各分野で回復し始めたことにより、前年同期を上回る水準となりました。

一方、ニッケルの国際価格 (LME [ロンドン金属取引所] 価格) の下落等により販売価格が低下し、更に在庫バランス改善のための超微粉ニッケルの生産調整を行なった結果、当期の化学品事業は、売上高127億24百万円(前年同期比8.6%増)、営業損失は14億94百万円(前年同期は9億36百万円の利益)となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

区 分	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	65,568	59,363	10.5%
触 媒 事 業	10,680	7,326	45.8%
化 学 品 事 業	12,724	11,714	8.6%
合 計	88,974	78,404	13.5%

事業部門別営業利益

(単位：百万円)

区 分	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	6,926	4,510	53.6%
触 媒 事 業	2,371	1,952	21.4%
化 学 品 事 業	△1,494	936	－
全 社 費 用	△1,922	△1,771	－
合 計	5,880	5,628	4.5%

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期における設備投資は、設備の維持保全及び若松工場における超微粉ニッケルの新工場建設等、その総額は前期比42億30百万円増の123億88百万円となりました。

この設備投資に係る所要資金は借入金及び自己資金により賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社は、「2030年ありたい姿」として、「先進素材と技術を創出し環境変化への柔軟性を持つ高収益企業となり、高度循環型社会の発展に貢献する」ことを目指し、その実現に向けて2023-2025年度中計期間における主要課題を設定しました。

現在、金属チタン事業は、航空機向け需要が足元、調整局面にありますが、中長期では成長を見込んでいます。触媒事業におけるポリプロピレン製造用触媒及び化学品事業における超微粉ニッケルについても、触媒はポリプロピレン市場の成長に伴い、超微粉ニッケルは通信機器の高機能化、自動車のEV化や自動運転化、第6世代移動通信システム（6G）の実用化等により積層セラミックコンデンサ（MLCC）の販売が伸びることに伴い、中長期的にそれぞれ需要が拡大するものと期待されます。

アメリカの相互関税の影響等により国内外の経済状況は先行き不透明な状況ですが、さらなる成長と競争力強化を図るべく、主として次の課題に取り組んでまいります。

① 金属チタン事業

若松工場のスポンジチタン生産能力の増強に取り組み、スポンジチタンの安定供給を推進してまいります。また、輸入原料価格や電力価格はピークアウトしたものの、依然として高い水準を維持しているため、引き続き適正な製品販売価格の実現に取り組んでまいります。

② 触媒事業

当社触媒の主な用途分野であるポリプロピレンの需要拡大が中長期的に見込まれる中、生産性の改善による製造コスト削減、高性能触媒の提供に取り組んでまいります。

③ 化学品事業

小型・大容量MLCCに対応できる超微粉ニッケルの供給体制を強化するため、若松工場において新工場の建設を進めており、2025年度の稼働開始を目指してまいります。

④ 新素材事業

PEM（固体高分子膜）型水電解水素製造装置の陽極側拡散層としての活用が期待されているチタン多孔質体（WEBTi[®]）について、茅ヶ崎工場内で建設中の新工場の稼働を2025年度下期に開始し、併せて新規顧客獲得に取り組んでまいります。その他の新規事業案件についても事業化の探索の取組みを強化してまいります。

⑤ ESG経営の推進

2021年5月に策定した「2050年カーボンニュートラルビジョン」のもと、2030年には2018年比で約40%のCO₂排出量削減、2050年にはカーボンニュートラル（CO₂排出

量実質的ゼロ)の達成を目指し、引き続きチタン新製錬技術の開発に取り組むとともに、CO₂フリー電力やカーボンニュートラルLNGの導入拡大等を進めてまいります。また、社内のESG推進委員会における検討を経て設定している重点課題と目標に沿って、廃棄物最終処分量の削減や、人材育成、全社的リスクマネジメント定着等の課題に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当期及び過去3年間の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 年 度	2021年度 第91期	2022年度 第92期	2023年度 第93期	2024年度 第94期 (当 期)
売 上 高 (百万円)	55,515	80,351	78,404	88,974
営 業 利 益 (百万円)	5,228	10,693	5,628	5,880
経 常 利 益 (百万円)	5,177	10,532	6,273	5,514
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,695	7,504	4,951	3,726
1株当たり当期純利益 (円)	51.93	105.44	69.57	52.36
総 資 産 (百万円)	98,095	111,429	126,002	124,780

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は、「連結注記表 [会計方針の変更に関する注記]」をご覧ください。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社に対する議 決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
J X 金 属 株 式 会 社	75,000	50.41	・ 薄膜材料 (ターゲット、表面処理剤、 化合物半導体材料等) の製造・販売 ・ 機能材料 (電解・圧延銅箔、精密 圧延品・精密加工品) の製造・販売 ・ 非鉄金属リサイクル及び産業廃棄物処理 ・ 資源事業

(注) 前連結会計年度末において当社の親会社であった E N E O S ホールディングス株式会社は、当社の直接の親会社である J X 金属株式会社の上場に伴う同社が保有する J X 金属株式の一部売出しによって、当社の親会社に該当しないこととなりました。

当社と J X 金属株式会社との関係の主要なものは、次のとおりです。

- ・ 当社から J X 金属株式会社への高純度チタンの販売
- ・ J X 金属株式会社から当社への各種金属の溶解加工委託
- ・ J X 金属株式会社から当社への非常勤役員の派遣
- ・ J X 金属株式会社から当社への従業員の出向

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Toho Titanium America Co., Ltd.	600千米ドル	100.00	金属チタン製品、プロピレン重合用触媒の販売
東 邦 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	200	80.00	チタン酸カリウム等の無機材料製品の製造販売

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であったトーホーテック株式会社は、2025年3月24日の株式の売却に伴い当社の出資比率が35%になったことにより、連結子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品
金 属 チ タ ン 事 業	スポンジチタン、チタンインゴット
触 媒 事 業	プロピレン重合用触媒
化 学 品 事 業	超微粉ニッケル、高純度酸化チタン

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

事 業 所	所 在 地
本社	神奈川県横浜市
茅ヶ崎工場	神奈川県茅ヶ崎市
若松工場	福岡県北九州市
八幡工場	福岡県北九州市
日立工場	茨城県日立市
黒部工場	富山県黒部市
岐阜工場 (東邦マテリアル株式会社)	岐阜県土岐市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
金 属 チ タ ン 事 業	458名	34名減
触 媒 事 業	157名	8名増
化 学 品 事 業	217名	3名増
全 社 (共 通)	428名	88名増
合 計	1,260名	65名増

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百 万 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,400
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,228
株 式 会 社 横 浜 銀 行	7,200
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,000
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	3,500

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 71,270,910株 |
| ③ 株主総数 | 28,253名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
J X 金 属 株 式 会 社	35,859,400	50.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,287,000	6.02
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,500,000	4.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NT MEL AUSTRALIAN TREATY LENDING CLIENTS ACCOUNT	639,100	0.90
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	614,464	0.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	598,400	0.84
野 村 證 券 株 式 会 社	569,936	0.80
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	331,031	0.47
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	312,032	0.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	286,899	0.40

(注) 持株比率は、自己株式 (98,836株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 役員状況

① 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山尾 康二	代表取締役社長・社長執行役員	
結城 典夫	取締役・副社長執行役員 社長補佐 (技術全般) 環境安全部・品質保証部・設備技術 部・情報システム部管掌 技術戦略本部・新素材事業部管掌	
井ノ川 朗	取締役・常務執行役員 E S G推進部・経営企画部・総務人 事部・調達部管掌	
飯田 一彦	取締役 (非常勤)	J X金属株式会社 常務執行役員 タンタル・ニオブ事業部長 経営企画部審議役 技術本部審議役
井窪 保彦	取締役 (非常勤)	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー
大藏 公治	取締役 (非常勤)	オーニッツ 代表
片岡 拓雄	取締役監査等委員 (常勤)	
千崎 滋子	取締役監査等委員	千崎滋子公認会計士事務所 代表 株式会社湖池屋 社外取締役・監査等委員
原田 直巳	取締役監査等委員	
小林 昭夫	取締役監査等委員	小林昭夫公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 小林昭夫氏は、2024年6月20日開催の第93期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、井窪保彦及び大藏公治の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員のうち、千崎滋子、原田直巳及び小林昭夫の3氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 井窪保彦及び大藏公治の両氏並びに取締役監査等委員 千崎滋子、原田直巳及び小林昭夫の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 飯田一彦、井窪保彦及び大藏公治の3氏並びに各取締役監査等委員との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、

経営判断、業務執行等に関わる役員の賠償責任又は費用負担等の被保険者の損害を当該保険契約により担保することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社の業務命令により国内非上場会社の役員に就任している当社従業員の全員であり、被保険者は保険料を負担していません。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 取締役監査等委員 千崎滋子及び小林昭夫の両氏は、公認会計士として長年監査やコンサルティング業務等に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、片岡拓雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
9. 取締役 結城典夫、井ノ川朗及び飯田一彦の3氏については、2025年4月1日付で地位及び担当又は重要な兼職の状況が次のとおり変わりました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
結 城 典 夫	取締役・副社長執行役員 社長補佐（技術全般） 環境安全部・品質保証部・設備技術部・情報システム部管掌 技術戦略本部管掌
井 ノ 川 朗	取締役・常務執行役員 E S G推進部・経営企画部・総務人事部・調達部・物流部管掌
飯 田 一 彦	J X 金属株式会社 常務執行役員 先端材料事業本部長 先端材料事業本部タンタル・ニオブ事業部長 経営企画部審議役 技術本部審議役

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、独立社外取締役を主な構成員とする人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、取締役会において決議いたしました。

(ii) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、各人の職責、当社の業績等に応じた適正な水準とすることを基本とし、固定報酬である基本報酬と企業価値向上に向けたインセンティブとしての業績連動報酬等をもって構成する。ただし、業務を執行しない取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、求められる能力及び責任を総合的に勘案して役職ごとの具体的金額を取締役会において定める。ただし、業務を執行しない取締役の基本報酬の金額は、一般水準等を考慮の上、代表取締役社長が取締役会の委任に基づき決定する。

取締役（業務を執行しない取締役を除く。）の業績連動報酬等として、各事業年度の当社の連結業績に連動する賞与（金銭報酬）を事業年度終了後に一括して支給する。

取締役の賞与の算定方法等の詳細は、人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において定める。ただし、代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができる。

なお、業績連動報酬等（賞与）は、過大とならないよう、あらかじめ取締役会で上限を定める。

(iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定内容については、取締役会で報告がなされており、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬につきましては、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において年額320百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

取締役監査等委員の報酬につきましては、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役社長・社長執行役員 山尾康二に取締役の個人別の報酬等の内容の一部の決定を委任する旨の決議をしており、その委任された権限の内容及び委任の理由等は、次のとおりであります。なお、上記ア（iii）に記載のとおり、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で報告がなされております。

- ・取締役会が決定した報酬体系に従って、取締役会が定めた一定の割合の範囲内で各業務執行取締役の業務執行に係る成果に応じて業績連動報酬等の金額を増減すること。この権限の委任は、取締役の業務執行の成果についての代表取締役社長による評価を業績連動報酬等に一部反映することを目的とするものであります。
- ・一般水準等を考慮の上、業務を執行しない取締役の基本報酬額を決定すること。この権限の委任は、一般水準等を踏まえつつ個別事情を考慮して当該基本報酬額を決定することができるようにすることを目的とするものであります。

エ. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (うち社外 2名)	94百万円 (うち社外 12百万円)	36百万円	—	130百万円 (うち社外 12百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (うち社外 3名)	36百万円 (うち社外 16百万円)	—	—	36百万円 (うち社外 16百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の支給額は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等につきましては、それぞれ上記イに記載のとおり株主総会の決議をいただいております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、明瞭性及び指標としての浸透度を考慮し、対象事業年度の連結経常利益としております。当該事業年度の連結経常利益は5,514百万円であり、業績連動報酬等の額の算定方法は、上記ア（ii）及びウに記載のとおりです。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

氏名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
取締役 井 窪 保 彦	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー	当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間には、特段の関係はありません。
取締役 大 藏 公 治	オーニッツ 代表	当社とオーニッツの間には、特段の関係はありません。
取締役 監査等委員 千 崎 滋 子	千崎滋子公認会計士事務所 代表 株式会社湖池屋 社外取締役・監査等委員	当社と千崎滋子公認会計士事務所の間には、特段の関係はありません。 当社と株式会社湖池屋の間には、特段の関係はありません。
取締役 監査等委員 小 林 昭 夫	小林昭夫公認会計士事務所 代表	当社と小林昭夫公認会計士事務所の間には、特段の関係はありません。

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 等 委 員 会		
	出席回数	開催回数	出席率	出席回数	開催回数	出席率
取締役 井 窪 保 彦	13回	13回	100%			
取締役 大 藏 公 治	13回	13回	100%			
取締役 監査等委員 千 崎 滋 子	13回	13回	100%	16回	16回	100%
取締役 監査等委員 原 田 直 巳	13回	13回	100%	16回	16回	100%
取締役 監査等委員 小 林 昭 夫	9回	9回	100%	11回	11回	100%

(注) 取締役監査等委員 小林昭夫氏は、2024年6月20日開催の第93期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。同氏については、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会に係る出席回数、開催回数及び出席率を記載しております。

ウ．取締役会及び監査等委員会での発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・社外取締役

井窪保彦氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっております。大藏公治氏は、三井物産株式会社において金属事業分野の経験が長く、同社が出資する資源投資会社において代表取締役社長を務めるなど、企業経営の経験があります。両氏は、その知識・経験を活かし、業務執行から独立した客観的な立場から、取締役会の一員としての適切な経営判断と実効性の高い監督を行うことが期待されているところ、井窪保彦氏は法的リスク管理その他の法務的な視点などから、大藏公治氏はその海外経験も踏まえた事業上の視点などから、それぞれ取締役会において有意義な発言をいただいております。また、井窪保彦及び大藏公治の両氏は、取締役会の諮問機関として設置している人事・報酬等諮問委員会及びグループ会社間利益相反監督委員会の委員であり、同委員会の会議において独立社外取締役としてそれぞれの知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

・社外取締役監査等委員

千崎滋子及び小林昭夫の両氏は、公認会計士として長年監査やコンサルティング業務等に携わっております。原田直巳氏は、日本及び欧州において幅広い金融業務や企業経営に関する豊富な経験を有しております。3氏は、その知識・経験を活かし、取締役会の一員として適切な経営判断と、他の業界における知見や会計、内部統制等の視点を踏まえた実効性の高い監督及び監査を行うことが期待されているところ、千崎滋子及び小林昭夫の両氏は公認会計士としての知見に基づいた会計、内部統制等の視点から、原田直巳氏は、その金融、海外事業等に関わる経験を踏まえた事業管理・組織管理等の視点から、それぞれ取締役会及び監査等委員会において有意義な発言をいただいております。また、3氏は、取締役会の諮問機関として設置している人事・報酬等諮問委員会及びグループ会社間利益相反監督委員会の委員であり、同委員会の会議において独立社外取締役としてそれぞれの知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人との責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	39百万円
非監査業務に基づく報酬等の額	6百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「会計監査人としての報酬等の額」にはその合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Toho Titanium America Co., Ltd.は、上記の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ④ 会計監査人の非監査業務の内容
当社は、EY新日本有限責任監査法人に、IFRS導入検討に関する助言業務及び再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務を委託しております。
- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意によってその会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、連結配当性向30～35%程度を目安に、業績に応じた配当を実施するとともに、安定的な株主還元にも配慮し、少なくとも連結純資産額の2%以上の年間配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり10円としました。中間配当の8円と合わせまして、年間配当金は1株当たり18円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

4. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 決議の内容

会社法第399条の13第1項第1号並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に基づき、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定めています。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行う。
- (2) (1)を徹底するため、当社グループの「企業倫理規範」を取締役、執行役員及び使用人に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期す。
- (3) 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示する。
- (4) 社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置する。企業倫理推進委員会では、倫理法令遵守に関するグループ方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、当社グループの全体的な対応を必要とする事項などに関する検討を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (6) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規則を制定する。取締役会は、同規則に基づき、十分な審議を経て、当社グループの経営方針・戦略・計画、その他重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。取締役は、この報告を適切に行う。また、社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることにより、重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。
- (7) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士とも連携した内部通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を整備・運用する。
- (8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固たる態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る請議書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- (2) 営業秘密（技術情報、販売情報等）の管理、重要な内部情報の管理及び個人情報を適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (3) 会社法等の法令及び証券取引所の規則を遵守し、会社情報の適時、適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険（リスク）を適切に把握・管理し、損害の発生・拡大を防止する体制の確立が不可欠である。
- (2) この認識の下、リスク管理規程を制定してリスク管理基本方針を定め、取締役会の下にリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性、各リスクテーマ共通の仕組みの検討、協議・承認等を行う。
- (3) 当社グループにおいては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期す。
 - ① 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
 - ② リスクの予防策、発生時の対応策の策定（マニュアル化）並びにその見直し
 - ③ 教育・訓練の徹底
 - ④ 以上の実施状況の確認とフォロー
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす地震、重大事故等が発生した場合に備え、情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制及び規程類を整備・運用する。
- (5) 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握・評価し、必要に応じその回避または軽減のための対応策を織り込む。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、それぞれの社内規程において組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- (2) 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会又は社長から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負う。
- (3) 当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行う。
- (4) かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とする。
- (2) 子会社の事業運営については、グループ経営会議等を通じグループの方針の伝達・徹底を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施する。
- (3) 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受ける。
- (4) 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の社内規程に基づく決裁を経ってから実施することとする。
- (5) 親会社の企業集団においては、当社は独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については独立して取り組むことを基本とする。但し、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準及び監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の体制は、監査等委員会の意見を踏まえて決定する。監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置く場合、当該使用人の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。補助使用人の職務については、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するための必要な措置を講じる。
- (3) 監査等委員及び補助使用人が必要な執行役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員会の求める事項について、適切な報告が行われるよう体制を整備・運用する。
- (4) 当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、当社又は子会社において、重大な法令・定款違反若しくはそのおそれが生じたとき、又は不正行為の事実若しくは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (5) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。
- (6) 社長その他の経営陣は、監査等委員会と随時会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行う。
- (7) 内部監査・内部統制担当部署は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に定期的に及び必要の都度報告し、監査等委員会と緊密な連携を保つ。
- (8) 監査等委員及び補助使用人の職務の執行に係る費用又は債務については、会社法の規定(第399条の2第4項)により、監査等委員の請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの法令遵守等に関する行動基準を規定した「企業倫理規範」を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員への周知を図っています。また、同規範に基づき、役員をはじめとする階層別教育を実施しています。
- ・監査部は、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に随時報告するとともに、取締役会には年2回包括報告し、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。
- ・企業倫理推進委員会を年2回開催し、倫理法令遵守状況の報告等を行っています。
- ・金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
- ・取締役会規則に基づき、社外取締役出席のもと、当期は13回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。
- ・法令違反等の通報窓口として、社内の他、社外として弁護士を窓口とした部門横断的な内部通報制度と「職制上のレポートラインにおける内部通報」を導入しており、その運用状況を企業倫理推進委員会、取締役会において報告しています。
- ・「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査及び契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・請議書、取締役会議事録等の文書については、法令及び「文書取扱規則」に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む）を行っています。
- ・「機密情報管理規則」、「内部情報管理規則」、「個人情報取扱規則」等の規則に基づき、営業秘密、重要な内部情報及び個人情報の保護を行っています。
- ・法令及び証券取引所の規則に従い、会社情報の適時、適切な開示を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定してリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は年4回開催し、当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認等を行うとともにリスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、「危機・緊急事態対応規程」を定めており、特に地震や重大事故発生時に備えた各マニュアルを策定しています。また、災害後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。
- ・デリバティブ取引に関して、「為替予約管理規則」等を制定し、管理しています。
- ・事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たり、事業運営や投資に伴うリスクへの対応策を織り込むようにしています。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規程を定めています。
- ・当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。
- ・当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の事業運営については、年2回開催するグループ経営会議において方針の示達及び意識統一を図っています。
- ・子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。
- ・子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受けています。
- ・親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。
- ・親会社と、適宜、情報交換を行い、連携を図っています。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- ・各部門、各箇所は、監査等委員会監査に協力的に応じています。
- ・総務担当、秘書担当等の使用人が適宜監査等委員会を補助しており、監査等委員会は監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置くことを求めているため、監査等委員会の職務補助のための専任の使用人は置いていません。
- ・常勤監査等委員は執行役員会、業務報告会等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。
- ・当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査等委員会に報告しています。また、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査等委員会に報告することとしています。
- ・内部通報制度において、会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを規定しており、監査等委員会への報告もこれに準じて取り扱うこととしています。
- ・社長その他の経営陣は、監査等委員会との会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行うほか、会合の中で監査等委員会が求める事項について報告を行っています。
- ・監査部は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に報告しています。
- ・当社は、監査等委員会の職務の執行に係る費用又は債務について、監査等委員の請求に基づき、適切にこれを負担しています。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び持株数につきましては、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	69,735	流 動 負 債	43,740
現金及び預金	4,599	支払手形及び買掛金	3,763
受取手形	1	短期借入金	32,446
電子記録債権	232	リース債務	10
売掛金	14,579	未払法人税等	1,418
商品及び製品	24,866	賞与引当金	1,561
仕掛品	9,297	役員賞与引当金	176
原材料及び貯蔵品	12,648	その他	4,365
未収入金	1,161	固 定 負 債	22,708
その他	2,349	長期借入金	20,584
固 定 資 産	55,044	リース債務	2
有 形 固 定 資 産	52,066	資産除去債務	2,122
建物及び構築物	17,869	負 債 合 計	66,449
機械装置及び運搬具	17,182	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	777	株 主 資 本	58,426
土地	2,449	資 本 金	11,963
建設仮勘定	13,788	資 本 剰 余 金	13,023
無 形 固 定 資 産	683	利 益 剰 余 金	33,518
投 資 そ の 他 の 資 産	2,294	自 己 株 式	△78
関係会社株式	513	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△95
繰延税金資産	301	為替換算調整勘定	△363
退職給付に係る資産	822	退職給付に係る調整累計額	268
その他	659	純 資 産 合 計	58,330
貸倒引当金	△1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	124,780
資 産 合 計	124,780		

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,974
売上原価	72,921
売上総利益	16,052
販売費及び一般管理費	10,172
営業利益	5,880
営業外収益	180
受取利息及び配当金	0
受取物品売却益	36
受取技術料	63
持分法による投資利益	25
その他	55
営業外費用	547
支払利息	329
為替差損	120
その他	97
経常利益	5,514
特別利益	51
補助金収入	19
固定資産売却益	31
特別損失	231
固定資産除却損	163
関係会社株式売却損	68
税金等調整前当期純利益	5,333
法人税、住民税及び事業税	1,473
法人税等調整額	133
当期純利益	3,726
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	3,726

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,963	13,023	31,642	△78	56,550
当期変動額					
剰余金の配当			△1,850		△1,850
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,726		3,726
自己株式の取得				－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	1,876	－	1,876
当期末残高	11,963	13,023	33,518	△78	58,426

	その他の包括利益累計額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	－	△361	358	△2	－	56,547
当期変動額						
剰余金の配当						△1,850
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,726
自己株式の取得						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	△2	△90	△92	－	△92
当期変動額合計	－	△2	△90	△92	－	1,783
当期末残高	－	△363	268	△95	－	58,330

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

要約連結キャッシュ・フロー計算書 (ご参考)

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,283
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,631
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,935
現金及び現金同等物に係る換算差額	3
現金及び現金同等物の増減額	2,718
現金及び現金同等物の期首残高	1,880
現金及び現金同等物の期末残高	4,599

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		69,815	流 動 負 債		44,217
現金及び預金		1,808	買掛金		3,848
受取手形		1	短期借入金		32,446
電子記録債権		232	未払金		4,264
売掛金		17,350	未払法人税等		1,416
商品及び製品		24,760	未払費用		385
仕掛品		9,281	賞与引当金		1,552
原材料及び貯蔵品		12,653	役員賞与引当金		176
短期貸付金		942	その他の		128
未収入金		1,197	固 定 負 債		22,706
その他の金		2,334	長期借入金		20,584
貸倒引当金		△748	資産除去債務		2,122
固 定 資 産		54,503	負 債 合 計		66,923
有 形 固 定 資 産		52,112	(純 資 産 の 部)		
建築物		16,831	株 主 資 本		57,394
構築物		1,031	資 本 金		11,963
機械装置		17,222	資 本 剰 余 金		13,022
車両運搬具		12	資 本 準 備 金		13,022
工具器具及び備品		777	利 益 剰 余 金		32,486
土地		2,449	利益準備金		443
建設仮勘定		13,788	その他利益剰余金		32,043
無 形 固 定 資 産		685	固定資産圧縮積立金		298
ソフトウェア		662	繰越利益剰余金		31,744
その他		22	自 己 株 式		△78
投 資 そ の 他 の 資 産		1,705	純 資 産 合 計		57,394
関係会社株式		205	負 債 ・ 純 資 産 合 計		124,318
繰延税金資産		377			
長期貸付金		34			
前払年金費用		462			
その他の金		654			
貸倒引当金		△29			
資 産 合 計		124,318			

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	87,269
売上原価	71,727
売上総利益	15,541
販売費及び一般管理費	10,282
営業利益	5,258
営業外収益	1,258
受取利息	9
受取配当金	1,066
受取売却益	36
固定資産賃貸料	23
受取技術料	65
受取その他	56
営業外費用	537
支払利息	333
為替差損	138
その他	65
経常利益	5,980
特別利益	513
補助金収入	19
固定資産売却益	0
関係会社株式売却益	493
特別損失	155
固定資産除却損	155
税引前当期純利益	6,338
法人税、住民税及び事業税	1,370
法人税等調整額	63
当期純利益	4,903

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金 計	その他利益剰余金				
						固 定 資 産 積 立 金	資 縮 金	繰 上 り 剰 余 金		
当期首残高	11,963	13,022	13,022	443		299	28,690	29,433	△78	54,341
当期変動額										
剰余金の配当							△1,850	△1,850		△1,850
当期純利益							4,903	4,903		4,903
固定資産圧縮積立金の取崩						△0	0	-		-
自己株式の取得									-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-		△0	3,053	3,053	-	3,053
当期末残高	11,963	13,022	13,022	443		298	31,744	32,486	△78	57,394

	評価・換算差額等		純資産計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等計	
当期首残高	-	-	54,341
当期変動額			
剰余金の配当			△1,850
当期純利益			4,903
固定資産圧縮積立金の取崩			-
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	-	3,053
当期末残高	-	-	57,394

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 野 守

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦チタニウム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 野 守

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

東邦チタニウム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 片岡 拓雄 ㊟

監査等委員 千崎 滋子 ㊟

監査等委員 原田 直巳 ㊟

監査等委員 小林 昭夫 ㊟

(注) 監査等委員千崎滋子、原田直巳、小林昭夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社……………東邦マテリアル(株)、Toho Titanium America Co., Ltd.
なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたトーホーテック(株)は、当連結会計年度中に株式を譲渡したことにより持分法適用の関連会社となったため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社 3社 …Advanced Metal Industries Cluster and Toho Titanium Metal Co., Ltd.、トーホーテック(株)、(株)TOHOWORLD
トーホーテック(株)は、当連結会計年度中に株式を譲渡し連結子会社から持分法適用の関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社…該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

なお、未着原材料については、個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 ………………移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

ソフトウェア（自社利用分）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、金属チタン事業、触媒事業、化学品事業の各製品の製造、販売を主な事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

なお、金属チタン事業のスポンジチタン販売に変動対価が含まれております。

取引の対価は、支配が顧客に移転後1年以内に受け取るため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の日付より費用処理しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。在外関連会社の資産及び負債は、当該関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

為替予約取引及び商品先渡取引は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を採用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

当社の連結計算書類には、経営者の見積りを含みます。資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。

なお、当社の連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある主な見積りは、以下のとおりであります。

化学品事業の固定資産の評価

当連結会計年度末において、化学品事業の固定資産残高は12,896百万円であります。

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する資産グループを単位としております。営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローの状況、将来の事業計画、経営環境の変化の程度等を考慮の上、減損の兆候の判定を行っております。将来の事業計画の中で、販売数量や販売・仕入価格などが主要な仮定となります。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、将来キャッシュ・フローが資産又は資産グループの帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについては、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローにより算定されますが、米国新政権の政策による影響や中国経済の先行き懸念、輸入原材料及びニッケルの国際価格(LME〔ロンドン金属取引所〕価格)の影響、販売数量及び販売価格等をはじめとする市場動向や経済情勢の変化により収益性が悪化した場合は、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

有形固定資産の一部については工場財団を組成し、根抵当権1百万円の担保に供しております。工場財団の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,469百万円
機械装置及び運搬具	4,920百万円
工具器具及び備品	376百万円
土地	150百万円
計	9,917百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 109,227百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 71,270,910株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	1,281百万円	18.0円	2024年 3月31日	2024年 6月3日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	569百万円	8.0円	2024年 9月30日	2024年 12月12日

(注) 2024年5月14日開催の取締役会決議の1株当たり配当額には創立70周年記念配当3円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	711百万円	利益剰余金	10.0円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金（1年内返済を含む）	(26,230)	(26,110)	(119)
(2) リース債務（1年内返済を含む）	(12)	(12)	—
(3) デリバティブ取引	42	42	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
商品関連	－	42	－	42
資産計	－	42	－	42

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済を含む）	－	26,110	－	26,110
リース債務（1年内返済を含む）	－	12	－	12
負債計	－	26,122	－	26,122

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約及び商品関連の時価は、市場価格や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	金属チタン事業	触媒事業	化学品事業	
スポンジチタン	42,971	－	－	42,971
チタンインゴット	17,562	－	－	17,562
高純度チタン	2,166	－	－	2,166
触媒製品	－	10,680	－	10,680
電子部品材料	－	－	12,365	12,365
その他	2,868	－	359	3,227
顧客との契約から生じる収益	65,568	10,680	12,724	88,974
外部顧客への売上高	65,568	10,680	12,724	88,974

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,042
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,814
契約負債（期首残高）	2
契約負債（期末残高）	1

契約負債は、顧客からの前受金であります。契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	20,605
1年超2年以内	2,691
2年超	10,093
合計	33,389

スポンジチタンの長期販売契約によるものであります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 819.58円

1株当たり当期純利益 52.36円

個別注記表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

なお、未着原材料については、個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) …定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 2～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) …定額法

ソフトウェア (自社利用分) は、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、金属チタン事業、触媒事業、化学品事業の各製品の製造、販売を主な事業としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

なお、金属チタン事業のスポンジチタン販売に変動対価が含まれております。

取引の対価は、支配が顧客に移転後1年以内に受け取るため、重要な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

為替予約取引及び商品先渡取引は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を採用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

当社の計算書類には、経営者の見積りを含みます。資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。

なお、当社の計算書類に重要な影響を与える可能性のある主な見積りは、以下のとおりであります。

化学品事業の固定資産の評価

当事業年度末において、化学品事業の固定資産残高は12,896百万円であります。

見積りの内容については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

有形固定資産の一部については工場財団を組成し、根抵当権1百万円の担保に供しております。工場財団の内訳は次のとおりであります。

建	物	4,080百万円						
構	築	物	388百万円					
機	械	装	置	4,920百万円				
工	具	器	具	及	び	備	品	376百万円
土	地	150百万円						
計		9,917百万円						

2. 有形固定資産の減価償却累計額

109,245百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,938百万円
長期金銭債権	34百万円
短期金銭債務	899百万円

4. 圧縮記帳に関する注記

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりです。

建物	164百万円
構築物	6百万円
機械装置	1,974百万円
車両運搬具	18百万円
工具器具及び備品	35百万円
ソフトウェア	9百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	上	高	2,915百万円
仕	入	高	19,043百万円

営業取引以外の取引による取引高

受	取	利	息	9百万円			
受	取	配	当	金	1,066百万円		
受	取	技	術	料	68百万円		
固	定	資	産	賃	貸	料	21百万円
そ	の	他	10百万円				

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式

98,836株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	474百万円
賞与引当社会保険料見積額	80百万円
未払事業税	106百万円
貸倒引当金	244百万円
関係会社株式評価損	1,667百万円
減損損失	283百万円
資産除去債務	667百万円
その他	180百万円
繰延税金資産小計	3,704百万円
評価性引当額	△2,595百万円
繰延税金資産合計	1,109百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△146百万円
資産除去債務	△438百万円
前払年金費用	△146百万円
繰延税金負債合計	△731百万円
繰延税金資産の純額	377百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連会社

属性	会社等の名称又は氏名	事業内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	Advanced Metal Industries Cluster and Toho Titanium Metal Co.,Ltd.	製造・販売事業	35%	当社技術の供与 役務の提供 役員の兼任 製品の購入	製品の購入	16,120	未収入金	509
					技術支援	68	買掛金	361

上記の金額のうち、取引金額には、消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品の購入価格については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	806.42円
1株当たり当期純利益	68.90円

別紙4 東邦チタニウムの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

東邦チタニウムは、2026年2月25付の取締役会決議により、東邦チタニウム及びJX金属との間で経営統合を実施すること及びJX金属を株式交換完全親会社、東邦チタニウムを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。なお、本株式交換契約は、2026年4月24日開催予定の臨時株主総会において承認予定です。

2. 自己株式の消却

東邦チタニウムは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する東邦チタニウムの取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって東邦チタニウムが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

別紙5 J X金属の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

J X金属は、2026年2月25付の取締役会決議により、東邦チタニウム及びJ X金属との間で経営統合を実施すること及びJ X金属を株式交換完全親会社、東邦チタニウムを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。